

各国における期間徒過の救済規定の考察

——特許法条約（PLT）を基準として——

吉 田 千 秋*

抄 録 ユーザーフレンドリーな手続きによる特許出願人等の負担軽減を目的として特許法条約（PLT）が発効してから13年が経つ。日本及び米国も最近締約国となる等、主要国でPLTを締結する国が増え、PLTに規定される救済手続きの恩恵を享受できる機会が増えてきている。本稿では、優先権主張期間及び特許維持年金納付期限に対する救済手続きに着目し、主要なPLT締約国及び非締約国における規定及び運用について分析を行う。この分析により、非締約国の場合には、国毎に権利回復の基準が大きく異なることが分かる。一方締約国の場合、権利回復時に適用する判断基準に応じて救済措置の利用しやすさには国毎に違いがあるものの、PLTに規定される「相当な注意基準」又は「故意でない基準」に対応する一定の基準の範囲内での回復手続きが利用可能となっていることが確認できる。また特許権が回復した場合における第三者に対する効力の制限についても各国について検討を行った。

目 次

1. はじめに
2. PLT
3. 相当な注意基準及び故意でない基準
4. 各国における権利回復の基準
 4. 1 PLT締約国
 4. 2 PLT非締約国
5. 回復した特許権の効力の制限
6. おわりに

1. はじめに

経済のグローバル化の流れの中、各国に対して行う特許出願等に関する手続きを調和させ、簡素化することを目的として、特許法条約（Patent Law Treaty：以下PLT）が、2000年6月に世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization：以下WIPO）の外交会議において採択された。PLTにより各国での手続きがユーザーフレンドリーとなり、特許権の

取得及び維持に関して出願人及び特許権者にかかる負担が軽減され、グローバルな発明の保護を受けることが容易になると期待されている。

PLTには、出願日の認定要件、出願手続等の簡素化及び容易化、手続期間に間に合わなかった場合の救済等が定められている。これらの規定のうち、出願人にとって特に影響が大きいのが、手続期間に間に合わなかった場合の救済手続きである。

例えば日本に関していえば、以前は期間徒過時に救済の対象となる手続きが限られており、更には救済のために必要となる「不責事由」が非常に厳格な要件であった。そのため、実際に救済措置を享受できる機会は極めて限られていた。PLTを締結する国が増え、それらの国で期間徒過に対する救済措置が利用可能となることにより、以前であれば断念せざるを得なかった

* 伊東国際特許事務所
副所長弁理士 Chiaki YOSHIDA

ような状況においても、発明の権利化及び特許権の維持への道筋が開かれる。

しかし現状ではPLTを締結していない国も多く、それらの国の間では、期間徒過に対する救済手続きの有無や厳格さが大きく異なると考えられる。またPLT締約国の間であっても、期間徒過に対する救済手続きについて採用している基準が異なり、更にはその運用についても差異があるように見受けられる。

本稿では、PLTが締約国に義務づける期間徒過に対する救済手続きのうち、優先権主張期間及び特許維持年金納付期限に対する救済手続きに着目し、主要なPLT締約国（日、米、英、仏）及びPLT非締約国（欧、独、中、韓）において規定されている救済手続き及びその運用について分析を行う。また特許権が回復した場合の第三者による実施行為に対する効力の制限についても、各国について検討を行う。

2. PLT

PLTは締約国数が10に達したことにより2005年4月28日に発効した。2018年7月1日現在の締約国数は39ヶ国である¹⁾。日本は2016年3月に締結し、米国は2013年9月に締結した。欧州では、欧州特許条約38加盟国のうち、英国及びフランスを含む21ヶ国がPLTを締結済みであるが、ドイツやイタリアは未だ締約国でない。また欧州特許条約EPC2000がPLTに準拠してお

り、欧州特許機構（European Patent Organization：以下EPO）がPLTに準拠した救済規定を導入しているが、特許機構としてはPLTを未だ締結していない。

表1に示されるように、PLT締約国の多くは、欧州諸国や旧ソビエト連邦構成国である。東南アジア諸国のうちでPLTを締結している国はない。また東アジアにおいて中国及び韓国は非締約国である。

PLTは27箇条からなり、PLTに付随するPLT規則（以下規則）は21箇条からなる。PLTの第2条では、一般原則として、同条約及び規則のいかなる規定も、特許に関する実体的な法令に係る要件を定める締約国の自由を制限するものではない、と定めている。PLTでは、実体的ではない形式的要件に関して、手続きを調和させ簡素化することを目的として、主に以下の内容を規定している。

- ・ 出願日の認定要件（第5条）
- ・ 出願手続等の簡素化及び容易化（第6条）
- ・ 代理の義務付け事項の緩和（第7条）
- ・ 紙出願の許容と電子出願（第8条）
- ・ 手続期間に間に合わなかった場合の救済（第11条～第13条）
- ・ 権利移転等の登録（第16規則，第17規則）

各締約国は、PLTに定められる要件よりも出願人及び権利者にとってより有利な要件を定めよう。但し出願日の認定要件は例外であり、PLTに定められる認定要件が満たされない限り、締約国は出願日を認定してはならない。

手続期間に間に合わなかった場合の救済手続きは、PLTの第11条から第13条に規定されている。

第11条には、特許を与える任務を有する官庁（以下特許庁）に対する手続上の行為に関し、特許庁が設定する期間について延長を定めること、当該行為についての期間徒過後において事後の延長を認めない場合には処理の継続を認

表1 地域毎のPLT締約国数

地域	国数
ヨーロッパ	23 (EPO : 21)
旧ソビエト連邦	8
アジア・オセアニア	2
中近東	2
アフリカ	2
北米・南米	1

め、また必要であれば権利の回復を認めること、等が定められている。

第12条には、特許庁に対する手続上の行為についての期間徒過により権利が喪失した場合、規則に定める期間内に権利回復請求が行われること及び、相当な注意を払ったにも関わらず期間が徒過したこと又は、徒過が故意でなかったことを特許庁が認めることを条件として、権利を回復すること、等が定められている。

なお前述の第11条は「特許庁が設定する期間」に関する規定である。したがって各締約国は、特許庁が設定する期間に対してこの規定を適用する義務があるが、法律上定められる法定期間に対して適用する義務はない。一方、上記の第12条の規定については、法定期間に関して順守することが各締約国に義務付けられる。また第11条においても第12条においても、例外として、審判部に対する手続き及び当事者系手続き等は規定の対象外となっている。

第13条には、先の出願に基づく優先権の主張を伴う出願又は当該主張を伴うことが可能であった出願（以下後の出願）の出願日が、その優先期間の満了の日の後であるが、規則に定める期間内である場合には、相当な注意を払ったにも関わらず期間が徒過したこと又は、徒過が故意でなかったことを特許庁が認めることを条件として、権利を回復すること、等が定められている。

本稿における考察の対象である特許維持年金納付期限及び優先権主張期間に対する救済手続きは、それぞれPLTの第12条及び第13条に基づいて、各締約国の国内法令等に定められることになる。

第12条の権利回復請求を行う期間として、期間徒過の原因が消滅した日から少なくとも2ヶ月又は、特許維持年金の場合にはパリ条約第5条の2に規定される猶予期間の満了の日から少なくとも12ヶ月、の何れか早く満了する方の期

間を与えられている（第13規則）。また第13条の優先権回復請求を行う期間として、優先期間の満了の日から少なくとも2ヶ月の期間を与えられている（第14規則）。

3. 相当な注意基準及び故意でない基準

第12条に規定される権利の回復及び第13条に規定される優先権の回復の双方に共通の要件として、「相当な注意を払ったこと」又は「故意でなかったこと」が規定されている。これらの要件は、「相当な注意基準(Due Care Criterion)」及び「故意でない基準(Unintentionality Criterion)」と呼ばれる。各締約国は、自国においていずれの基準を適用するのかについて、選択することができる。これらの基準を満たすための具体的要件については、PLTの条文及びPLT規則には規定されておらず、また関連報告書や付属文書等で何らかの指針が提供されている訳でもない。

相当な注意基準及び故意でない基準は、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty: 以下PCT)においても用いられている。PCTでは2000年代に行われたPCTリフォームの一環として、PLTに定められる権利回復の規定に合わせるよう、優先権回復規定(PCT規則26の2.3)が2007年4月に導入されている。これに伴い、WIPO発行のPCT受理官庁ガイドライン²⁾には、優先権回復請求に関して受理官庁が適用する相当な注意基準及び故意でない基準について詳細な説明がなされている。当該ガイドラインは各受理官庁の意見を聞いた上でWIPOが発行するものであることを鑑みると、その記載内容はPLT締約国が同意できる一定の水準を示すものであると考えられる。

以下において、PCT受理官庁ガイドラインの記載(Chapter VII, 166I~166M)に基づいて、各基準を満たすための要件等について説明する。これにより、相当な注意基準及び故意でない基準とはどのようなものであるのかについて、

基本的な理解を深めることができる。と考える。

相当な注意基準は、十分に堅実な出願人ならばとったであろう最大限の対策を出願人がとっていた場合に限り、満たすことができる。最大限の予防策を普段とっていたことを立証するだけでは充分ではなく、問題となっている特定の出願案件に対して最大限の「相当な注意」を払っていたことを立証する必要がある。立証のための説明書面においては、期間徒過に到った事実関係及び状況と、期間徒過を避けるためにとった救済策又は代替策とを詳細に説明することが求められる。

出願人が代理人を立てている場合、出願人と代理人との双方が相当な注意基準を満たす必要がある。通常、有資格者を代理人として選任することにより、出願人側の相当な注意基準は満たされる。

小規模（個人等）でない企業出願人又は代理人の場合に相当な注意基準を満たすためには、一般的に、確実な期限管理、バックアップ、及びリマインダーのシステムを用い、十分に訓練・監督されたスタッフが当該システムを運用し、過去に同様のミスを犯したことがなく、当該案件における期間徒過が孤立した事象（isolated incident：一度しか起きない事象）であることを立証する必要がある。

出願人又は代理人の事務スタッフ（補助員）による期限管理及び出願作業において発生した人為的ミスについては、「相当な注意」をもって補助員を監督したこと且つ当該案件の期間徒過が独立した事象であることを立証する必要がある。その立証のための説明においては、補助員の当該業務の経験年数、補助員に対する教育及び監督のレベル、過去において補助員が全業務を勤勉に遂行していたか否か等を明らかにする必要がある。

業務負担の増大・包袋の紛失・不完全な出願書類に起因する出願人又は代理人本人による人

為的ミス、特許法に関する知識の欠如、出願資金の欠如、及び病気又は休暇による期間徒過は、一般に、相当な注意基準を満たさない。

一方、確実な稼働実績のある連絡システムにおいて予測不能な技術的障害が発生した場合、充分な管理・監督・チェック体制の下で運用される安心で確実な期限管理システムにおいて予測不能な技術的障害が発生した場合、力の及ぶ範囲を超えた外部の技術的問題によりファクシミリ出願や出願ソフトに通信エラーが発生した場合、予期せぬ病気の緊急治療により全く連絡不能となった場合、予測不能な郵便遅延が発生した場合、力の及ぶ範囲を超えた予測不能又は不可避な事象（force majeure：不可抗力）により予測不能又は不可避な事態がもたらされた場合等は、期間を徒過しても相当な注意基準が満たされる可能性がある。

故意でない基準については、期限内での国際出願を意図的に怠ったのではなく、期限内に国際出願する継続的な意図が存在していたことを出願人が立証すれば、満たすことができる。この判断にあたっては、期間徒過の前後における意図の変化を考慮することなく、期間を徒過した時点における出願人の意図に重点が置かれる。立証のための説明書面においては、期間徒過が意図的ではなかった旨を陳述すれば、通常は充分である。

以上に示したPCT受理官庁ガイドラインの説明に基づけば、相当な注意基準の場合、代表的な幾つかのタイプの原因についてそれぞれ権利回復できる可能性がある条件を纏めると、大略表2のようになると考えられる。

なお補助員ではなく出願人又は代理人本人による人為的ミスについては、相当な注意基準を満たせない条件についての説明はあるが、相当な注意基準を満たす可能性がある条件についての説明はない。

表2 PCTでの相当な注意基準

原因の種類	PCTで相当な注意基準を満たす可能性のある条件
D1) 人為的ミス	補助員によるミス & 孤立した事象 & 十分な教育及び監督 & 確実なシステム
D2) 技術的障害	予測不能 & 十分な管理 & 確実なシステム
D3) 力の及ぶ範囲を超えた事象	予測不能又は不可避

また故意でない基準の場合には、

「U1) 意図的ではなかったとの単なる陳述」が権利回復のためには充分であってよい。但し、受理官庁は徒過の理由及び必要に応じて証拠を要求してもよい。当然ながら、故意でない基準が適用される場合の方が、相当な注意基準が適用される場合よりも、権利回復が容易である。

次章においては、PCT受理官庁ガイドラインに基づく上記のD1乃至D3及びU1の各条件と、各国において権利回復の可否を判断する際に適用される条件とを比較しながら、各国での救済手続きの運用について検討する。

なおPCT受理官庁には、国際出願についての優先権回復請求を受け付ける受理官庁と、優先権回復請求を受け付けない受理官庁とがある。優先権回復請求を受け付ける受理官庁は、当該受理官庁の国が選択した相当な注意基準及び故意でない基準の何れか一方又は両方を適用する。受理官庁が優先権の回復を認めても、PCT規則49の3.1 (g) に基づき国内法との非適合を宣言している国（以下留保国）に移行する際には、当該移行国において優先権の回復は認められない。受理官庁が相当な注意基準に基づいて優先権の回復を認めた場合、留保国以外の国に移行する際には、受理官庁による優先権回復の効果は当該移行国においても原則として有効である。また受理官庁が故意でない基準に基づい

て優先権の回復を認めた場合、国内法に故意でない基準又はより寛容な基準での優先権の回復手続きを設けている国に移行する際には、受理官庁による優先権回復の効果は当該移行国においても原則として有効である。

4. 各国における権利回復の基準

4. 1 PLT締約国

PLT締約国の各特許庁は、受理官庁として処理する国際出願については、前述のPCT受理官庁ガイドラインに従って、相当な注意基準及び／又は故意でない基準を選択して適用する。一方国内出願については、各国での法令及びガイドライン等に従って、相当な注意基準又は故意でない基準に対応する基準を適用する。

以下の説明において、各国特許庁が受理官庁として適用する基準については、WIPOが公表する資料³⁾に記載される基準を示してある。また各国特許庁が国内出願に対して適用する基準については、WIPOアンケート⁴⁾に対して各特許庁が回答した基準を示してある。なおこのWIPOアンケートでは、各締約国に対するPLTの実施態様についての種々の質問の中に、権利回復規定（PLT第12条）及び優先権回復規定（PLT第13条）に関連して締約国が適用している基準についての質問が含まれている。

(1) 日本

日本特許庁は、PCT受理官庁として受理する国際出願については、相当な注意基準を採用している。また国内出願に関しては、権利回復規定及び優先権回復規定の両方について、相当な注意基準を採用している。

日本では平成23年の法改正により、特許料の追納期間を徒過した場合の救済要件がPLTに準ずるよう緩和された（日本特許法第112条の2）。また平成26年の法改正により、優先期間を徒過

した場合の救済に関する規定が新たに導入された（日本特許法第43条の3）。特許料の追納期間を徒過した場合、正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2月以内でその期間の経過後一年以内に限り、特許料及び増し特許料を追納することができる。また優先期間を徒過した場合、正当な理由があり、かつ優先期間の経過後2月以内に優先権主張を伴う出願をしたときは、優先権の主張が認められる。

上記「正当な理由」についての説明として、特許庁が定めた期間徒過後の救済規定に係るガイドライン⁵⁾によれば、

- ・ 特殊な事情があった場合の出願人等による人為的ミス又は、指導・管理された適任な補助者による人為的ミス
- ・ 想定し得ないシステムの不具合等
- ・ 天災地変

により発生した予測可能であるといえない事象が原因となって期限徒過した場合には、「正当な理由」があったと判断される可能性がある。

人為的ミスが出願人等によるミスである場合には、原則、正当な理由があったとは認められず、特殊な事情（例えば家族経営の小規模会社における知財関係業務担当者の突然の死亡による混乱等）が要求される。また人為的ミスが補助者（知財部員等や担当弁理士の業務の履行を補助する者）によるミスである場合には、業務の遂行に適任な者を選任していること、適確な指導及び指示を行っていること、及び十分な管理・監督を行っていることの各要件が満たされるか否かによって、正当な理由があったか否かが判断される。また当該ガイドラインに記載される人為的ミスの事例によれば、人為的ミスの主体が誰であるのかに関わらず、適切なチェック体制が設けられていたことが、正当な理由があったと認められるためには少なくとも必要であると見受けられる。

以上説明した日本での正当な理由を満たす条

件を、前述のPCTでの相当な注意基準を満たす条件と比較すると、以下の違いが挙げられる。

まず出願人又は代理人自らによる人為的ミスについて、PCTでは権利回復の可否が明示的に示されていないのに対して、日本では特殊な事情があった場合には回復の可能性があることが明示的に示されている。またPCTでは、技術的障害の場合において確実な稼働実績や十分なチェック体制等に基づく確実なシステムを用いていたことが要件とされている一方、日本では、技術的障害については、チェック体制等による確実性は要件として明示されていない。したがって、PCTでは技術的障害の方が人為的ミスよりも権利回復が容易であると考えられる理由はないが、日本では技術的障害の方が人為的ミスよりも権利回復が容易である可能性がある。

以上の差異を除けば、「D1) 人為的ミス」、「D2) 技術的障害」、「D3) 力の及ぶ範囲を超えた事象」に要求される条件について、PCTにおける相当な注意基準の場合と日本における正当な理由の場合とでは、略同等の内容及びレベルになっていると見受けられる。

(2) EPO

欧州特許庁（以下EPO）については、欧州特許条約EPC2000（以下EPC）がPLTに準拠していることを鑑み、PLT締約国と共に本節において検討することとする。

EPOは、PCT受理官庁として受理する国際出願については、相当な注意基準を採用している。またEPOへの直接の出願についても、相当な注意基準を適用している。

EPOでは、欧州特許の出願人又は権利者は、相当な注意にも関わらず期間を徒過した場合、権利を回復できる旨が、一般的な権利回復に関する規則として定められている（EPC第122条）。この規定の対象となる期間には、例えば出願維持年金納付期間及び優先権主張期間が含まれ

る。優先権について回復の請求をする場合には、優先期間の経過後2ヶ月以内に回復請求及び優先権主張出願を行う必要がある（EPC規則136）。

EPO審査ガイドライン⁶⁾によれば、期間を順守するための処理において発生したミスに起因する期間徒過の場合、特別な事情又は通常は充分な管理システムにおける孤立した事象に起因する期間徒過であるならば、相当な注意基準が満たされていたとされる。特別な事情とは、例えば組織の激変や突然の深刻な病気等である。また通常は充分な管理システムにおける孤立した事象であるといえるためには、システムが通常は十分に機能し、独立した効果的なクロスチェックの仕組みが設けられている必要がある。代理人の補助者には、代理人同様の厳しい水準は要求されないが、慎重に選任され、充分な指示と定期的な監督とを受けていた必要がある。

人為的ミスについて、EPO審査ガイドラインには明示的な言及がない。またEPO審判部判例集⁷⁾においても、人為的ミスを原因の分類の1つとして個別に扱ってはいない。上述の一般的な判断基準が、人為的ミスの場合にもそのまま適用されると考えられる。

例えばEPO審判部判例集によれば、通常は充分なシステムにおける補助者による孤立したミスは許される⁸⁾。一方、代理人自身によるミスの場合には、特別な事情が存在しない限り許されない⁹⁾。

システム等における技術的障害について、EPO審査ガイドラインには明示的な言及がない。EPO審判部判例集では、原因の分類の1つとしてコンピュータシステムの不具合を取り扱っているが¹⁰⁾、通常は充分な管理システムにおける孤立した事象の一例としての扱いにすぎず、技術的障害に特化した判断基準を示している訳ではない（プログラムのエラーにより期間徒過した事案において、システム出力に頼り整合性チェックを怠ったことは、相当な注意基準

を満たさないと判断された判例¹¹⁾がある）。

力の及ぶ範囲を超えた事象については、EPO審査ガイドラインにもEPO審判部判例集にも明示的な言及がない。力の及ぶ範囲を超えた事象は、EPO審査ガイドライン等に説明される「特別な事情」に該当すると考えられる。

総合的に判断すると、「D1)人為的ミス」、「D2)技術的障害」、「D3)力の及ぶ範囲を超えた事象」に要求される条件について、PCTにおける相当な注意基準の場合とEPOにおける相当な注意基準の場合とでは、要求される各要件が類似しており、実質的には略同等の内容及びレベルになっていると見受けられる。

(3) フランス

フランス工業所有権庁は、PCT受理官庁として受理する国際出願については、相当な注意基準を採用している。また国内出願に関しては、WIPOアンケートへの回答では、権利回復規定及び優先権回復規定の両方について、相当な注意基準と故意でない基準とを併記しており、いずれか一方を選択してはいない。フランス工業所有権庁は、当該回答中の補足説明において、権利回復のためには、故意でないとの事実だけでは不十分であり、意図に反する結果であるというだけでなく、用心にも関わらず手続きを完了させられなかった状況の存在を示す必要がある、と述べている。

フランスでは、維持年金の追納期間を徒過した場合、正当な理由（*excuse légitime*）があるときは、徒過の原因がなくなった日から2月以内でその期間の経過後一年以内に限り、権利回復を請求することができる（フランス知的財産法第L612-16, L612-19）。また優先期間を徒過した場合、正当な理由があるときは、優先期間の経過後2月以内に優先権主張を伴う出願と共に権利回復を請求することができる（フランス知的財産法第L612-16-1）。

フランス工業所有権庁が発行する特許及び実用証ガイドライン¹²⁾によれば、一般的には、期限徒過の原因が、「①阻害事由」、「②予想外の事態」、又はより一般に故意又は過失に起因しない原因であるときは、正当な理由が認められる。

「①阻害事由」としては、個人の場合であれば、個人的事情（病気等）、家庭の事情（近親者の病気又は死亡等）、仕事の事情（失職、会社の困窮等）、期間徒過と因果関係のある予想外の事象又は特殊且つ予測不能な事象等があり、法人の場合であれば、深刻な困難や債務整理の状態に到るような会社の混乱、期間徒過と因果関係のある予想外、特殊、且つ予測不能な事象等がある。

「②予想外の事態」としては、出願人や特許権者が意思に反して起こした重大なミス、代理人や工業所有権サービス業者などの専門的な管理者が起こした重大なミスが含まれる。資格のない一般の従業員によるミスの場合は、当該ミスについて回復の可否が問われるのではなく、出願人や特許権者の責任が問われる。

以上の「正当な理由（excuse légitime）」の説明、更には相当な注意基準と故意でない基準とのいずれか一方を選択してはいないWIPOアンケートに対する回答の内容を鑑みると、フランスにおける権利回復の基準は、その厳格さにおいて、PCTにおける相当な注意基準と故意でない基準との間に相当するものであると考えられる。即ち、「D1) 人為的ミス」、「D2) 技術的障害」、及び「D3) 力の及ぶ範囲を超えた事象」についてPCTで要求される程の厳しい条件は必要とされないが、「U1) 意図的ではなかったとの単なる陳述」では不十分であり、期間徒過に到った事実関係に関する説明により正当な理由があったことを示す必要がある。

(4) イギリス

イギリス知的財産権庁は、PCT受理官庁とし

て受理する国際出願については、故意でない基準を採用している。また国内出願に関しては、権利回復規定及び優先権回復規定の両方について故意でない基準を採用している。WIPOアンケートへの回答中の補足説明には、権利回復のためには期間徒過の理由と補強証拠とを提出する必要がある、と記載されている。

イギリスでは、維持年金の追納期間を徒過した場合、期間の経過後13ヶ月以内に権利回復を請求し、特許庁長官が故意でなかったことを認めれば、権利を回復することができる（イギリス特許法第28条、特許施行規則第40条）。また優先期間を徒過した場合、優先期間の経過後2ヶ月以内に優先権主張を伴う出願と共に権利回復を請求し、特許庁長官が故意でなかったことを認めれば、権利を回復することができる（イギリス特許法第5条、特許施行規則第7条）。上記の特許施行規則第40条と第7条とは、期間徒過の理由を説明する証拠の提出を要求している。

イギリスの特許プラクティスマニュアル¹³⁾には、如何なるレベルの証拠が必要であるのかについての明確なルールは存在しないが単なる陳述以上の何らかの証拠が必要である、と説明されている。出願人が何ら証拠を提出することなく、年金納付期限を徒過したことは故意ではなかった旨を単に陳述したことが充分か否かが争われた裁判において、裁判所は、条文は故意ではなかったとの陳述を要求しているのではなく、特許庁長官が事実関係を認めることを要求しているのであり、認めるか否かの判断は通常は証拠に基づいて行われる、と判示している¹⁴⁾。

以上から判断すると、イギリスにおける権利回復の基準は、その厳格さにおいて、PCTにおける故意でない基準以上のものであると考えられる。即ち、「U1) 意図的ではなかったとの単なる陳述」では不十分であり、期間徒過に到った事実関係に関する証拠の提出が求められる。但し、期限順守の意図が存在することを示せれ

ばよいイギリスの基準は、正当な理由が存在することを要求するフランスの基準と比べると、より寛容であると考えられる。

(5) アメリカ

米国特許商標庁は、PCT受理官庁として受理する国際出願については、故意でない基準を採用している。また国内出願に関しては、権利回復規定及び優先権回復規定の両方について故意でない基準を採用している。

米国では、維持年金の追納期間を徒過した場合、必要な特許料と、ペティション手数料と、納付の遅延は故意ではなかった旨の陳述と共に権利回復を請求し、特許庁長官が故意でなかったことを認めれば、権利を回復することができる（米国特許法第41条(c)(1)、特許施行規則第1.378条）。また優先期間を徒過した場合、期間徒過が故意でないときには、優先期間の経過後2月以内に優先権主張を伴う出願をし、ペティション手数料と納付の遅延は故意ではなかった旨の陳述と共に権利回復を請求すれば、権利を回復することができる（米国特許法第119条(a)、特許施行規則第1.55条(c)）。上記の特許施行規則第1.55条(c)には、遅延が故意でなかったことに疑義がある場合には、特許庁長官は追加の情報を要求できる旨が規定されている。なお米国においては、維持年金納付期限の徒過に関して、権利回復を請求することが可能な期間は特に制限されていない。

故意でない基準については、米国審査官便覧¹⁵⁾において、詳細に説明されている。その説明によれば、米国特許商標庁は、原因に関する更なる情報を要求する権利を留保する一方で、出願人の誠実義務及び誠意を鑑み、大多数の請求に対しては、遅延が故意ではなかった旨の陳述をそのまま受け入れる。但し、もし権利回復に際して不適切な陳述がなされた場合には、不正行為（inequitable conduct）であるとして権利行

使不能となる可能性がある。

以上から判断すると、米国における権利回復の基準は、その厳格さにおいて、PCTにおける故意でない基準と同等であると考えられる。即ち、「U1」意図的ではなかったとの単なる陳述」で通常は十分である。

(6) 各国の基準の比較

以上に基づいて、上記各特許庁における権利回復の基準をその厳格さに応じて並べると、表3のようになると考えられる。

表3 各国の注意基準の比較

相当な注意（厳格） ↑ （下に行くほど寛容） ↓ 故意でない（寛容）	欧、日 仏 英 米
--	--------------------

PLT締約国の間で、採用する基準に応じて救済措置の利用しやすさには大きな違いがあるが、「相当な注意基準」又は「故意でない基準」に対応する一定の基準の範囲内での回復手続きが利用可能であることが分かる。

4. 2 PLT非締約国

(1) 中国

中国では、専利法実施細則の第6条に、一般的な権利回復に関する規則が定められている。当該規則によれば、当事者が不可抗力の事由により、期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合は、障害が取り除かれた日より起算して2ヶ月以内に、遅くとも期限の満了日より起算して2年以内に、権利回復を請求することができる（第6条第1段落）。また更に、当事者がその他の正当な理由により、期限に間に合わなかったため、その権利を消滅させた場合、國務院特許行政部門の通知を受け取った日

より起算して2ヶ月以内に権利回復を請求することができる(第6条第2段落)。なお優先期間を徒過した場合は、明示的にこの権利回復規定の適用対象から除外されている(第6条第5段落)。従って中国では、優先期間を徒過した場合、優先権を回復することはできない。一方、維持年金納付期限を徒過した場合には、上記の権利回復の規定を利用することができる。

権利回復を請求する際には、権利回復請求書を提出し、理由を説明して、必要に応じて関連証明書類を添付する。また第6条第2段落の回復請求の場合には、権利回復請求手数料を納付する。

実務上、通知を受け取った日から2ヶ月以内に権利回復を請求した場合には、期間徒過の理由として説明した内容に関わらず、回復請求は認められる。しかしながら、通知を受け取った日から2ヶ月以上経過した後には、権利回復を行うためには不可抗力(force majeure)を立証する必要があり、自然災害等の事由が存在しない限り権利を回復することは極めて難しい。

(2) 韓国

韓国では、責めに帰すことができない事由により特許料の追納期間に特許料を納付できなかった場合、その事由がなくなった日から2ヶ月以内であり、追納期間の満了日から1年が経過する前であれば、特許料を納付して特許権を回復することができる(韓国特許法第81条の3第1項)。また、特許料の追納期間に特許料を納付せずに特許権が消滅した場合、追納期間の満了日から3ヶ月以内に特許料の2倍を納付して消滅した特許権の回復を申請することができる(韓国特許法第81条の3第3項)。なお韓国では、優先期間を徒過した場合に、優先権の回復を可能にする規定は設けられていない。

上記の「責めに帰すことができない事由」について、登録業務便覧¹⁶⁾では、遅延しての特許

料納付を許可することが社会通念上相当であるといえるかによって判断すべきであると説明するとともに、権利消滅予告通知を受領していないという事情は責めに帰すことができない事由に該当しないとした判例と、重度の貧血と意識障害等の精神的／肉体的不調との事情は責めに帰すことができない事由に該当するとした判例とを紹介している。

(3) ドイツ

ドイツでは、ドイツ特許法の第123条に、一般的な権利回復に関する規定が設けられている。当該規定によれば、過失無く(ohne Verschulden)期限を徒過し、それにより法的不利益が発生した場合には、その事由がなくなった日から2ヶ月以内であり、徒過した期限の満了日から1年が経過する前であれば、請求により権利を回復することができる。権利回復を請求する際には、事実関係を説明した書面を提出する。

当該規定には、適用対象外となる期限が列挙されており、外国優先権主張出願については適用対象外となっていない。従って、パリ優先権主張期間を徒過した場合にはこの権利回復の規定を利用することができる。また特許維持年金納付期限を徒過した場合にも、この権利回復の規定を利用することができる。

一般に、例えば郵便遅延、電子システムの技術的障害、疾病、自然災害等の自らのコントロール外の事由であり、当該事由が予期せぬものであると共に、法的不利益を避けるために適切な予防策がとられていた場合には、「過失無く」との要件を満たす可能性がある。人為的ミスの場合であっても、当該ミスを防止する確実な対策が講じられていた場合には、権利回復が可能である可能性がある。一概に比較はできないが、EPOが適用している相当な注意基準と同程度の厳格さが、ドイツにおける権利回復に際して要

求されると考えられる。

(4) 各国の権利回復規定の比較

以上に基づいて、上記PLT非締約国における権利回復規定を纏めると、表4のようになると考えられる。

表4 PLT非締約国の回復規定

	維持年金 納付期限徒過 回復可否	優先期間徒過 回復可否
中国	○ 不可抗力 又は 正当な理由+手数料	×
韓国	○ 責めに帰すこと ができない 又は 2倍の特許料	×
ドイツ	○ 過失なく	○ 過失なく

ドイツは、中国や韓国と異なり、2000年のPLT採択時の署名国のうちの1つであり、国際的な条約としてのPLTの必要性に賛同を示している国である。その意味において、ドイツがPLTの規定と類似した救済手続きを設けているのは自然なことであろう。この3ヶ国を比較しただけでも、PLT非締約国の間では、利用可能な救済手続きに大きなばらつきがあることが分かる。

5. 回復した特許権の効力の制限

一旦消滅した特許権が後になって回復された場合、特許権者と第三者との衡平を図る必要がある。本章では、一旦消滅した特許権に係る発明を実施した第三者を保護するために、各国において設けられている特許権の効力の制限規定について説明する。なおPLTには効力の制限規定は定められていない。

特許権の効力の制限の種類としては、対象とする期間に応じて2つのタイプがある。第1のタイプの効力の制限は、特許権が消滅してから回復する前（又は例えば回復請求の登録前）の期間（以下消滅期間）における行為に関するものである。具体的な規定は国毎に異なるが、例えば、消滅期間において第三者により行われた行為及び当該行為に起因する物に対しては特許権の効力が及ばないことを規定する等である。第2のタイプの効力の制限は、消滅期間及びその後の特許権回復後における行為に関するものであり、例えば、消滅期間において第三者により開始された行為及び／又は実施の準備がされた行為については当該第三者が権利回復後においても継続できることを規定する等である。

年金納付期限徒過に起因する特許権消滅及び回復に関して、消滅期間及びその後の特許権回復後における行為に対して効力の制限を設けている国（即ち少なくとも第2のタイプの効力の制限が設けられている国）としては、イギリス（イギリス特許法第28A条）、米国（米国特許法第41条(c)(2)）、韓国（韓国特許法第81条の3第4項、第5項）、及びドイツ（ドイツ特許法第123条(5)）がある。

消滅期間における行為（及び当該行為に起因する物）に対してのみ効力の制限を設けている国（即ち第1のタイプの効力の制限のみが設けられている国）としては、日本（日本特許法第112条の3）がある。

何れのタイプの効力の制限も条文として明示的に規定していない国としては、フランス及び中国がある。

効力の制限規定を導入するにあたっての検討事項としては、当該国内での他の効力の制限規定とのバランスや、権利回復を請求可能な期間の長さ等が含まれる。例えば米国では、年金納付期限の徒過に関して回復請求できる期間は制限されていない。消滅していた特許権が長い年

月の後に回復され、その間に第三者による大がかりな実施の準備がなされる可能性も充分にある。したがって米国では、第2のタイプの効力の制限により、第三者の利益を適切に保護することが当然に必要なと考えられる。

6. おわりに

特許に関する手続きのユーザーフレンドリー化を期待されてPLTが発効してから今年(2018年)で既に13年が経つ。期間を徒過した場合の救済手続きはユーザーにとって特にメリットが大きく、その恩恵を享受した経験のあるユーザーの数は少なくないであろう。

本稿での比較検討結果から分かるように、PLT締約国の間でも、採用する基準に応じて、救済措置の利用しやすさには大きな違いがある。しかしながら、ある国がPLT締約国であることさえ確認できれば、「相当な注意基準」又は「故意でない基準」に対応する一定の基準の範囲内での回復手続きが、当該国で利用可能であることが保証されている。一方、PLT非締約国の場合、回復手続きの有無及び要件の詳細については、国毎に調査をしないと分からない。また調査の結果、回復手続きが設けられていることが分かったとしても、回復のために求められる要件が国毎に大きく異なり、更には要件に関する詳細な情報が入手困難な場合も有り、回復手続きを利用する際のユーザーの負担は大きい。

発効から13年経過した時点でのPLTの締約国数は39ヶ国となっている。比較対象として例えば現在150以上の締約国を有するPCTの場合、発効(1978年1月)から同じ13年後の1991年1月時点での締約国数は44ヶ国であった。したがって、国際条約としてPLTの浸透が特段に遅れているとは言えないであろう。

またPCTの指定官庁(又は選択官庁)として優先権回復を認めない留保国は16ヶ国¹⁷⁾にすぎず、PLT非締約国ではあっても移行国として優

先権回復を認める国は多い(例えばシンガポール、マレーシア、タイ、イスラエル等)。したがってPLT締約国39ヶ国という数以上に、PLTに準拠するユーザーフレンドリーな手続きは国際的に浸透しているといえる。

しかしながら、PLT非締約国であり且つPCTでの優先権回復も認めない留保国である国には、中国、韓国、フィリピン、インド、メキシコ、ブラジル等、日本の出願人にとって出願対象国として比較的重要な国が含まれている。これらの国が今後PLTを締結することにより、PLTのユーザーフレンドリーな手続きが、国際的に幅広く利用可能になることが望まれる。

注 記

- 1) WIPO-Administered Treaties, Contracting Parties > Patent Law Treaty
http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?lang=en&treaty_id=4
- 2) PCT RECEIVING OFFICE GUIDELINES as in force from July 1, 2017
- 3) Restoration of the right of priority by receiving Offices (RO) and designated Offices (DO) under PCT Rules 26bis.3 and 49ter.2,
<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>
- 4) Questionnaire regarding the Implementation of the PLT,
<http://www.wipo.int/plt-forum/en>
- 5) 期間徒過後の救済規定に係るガイドライン(平成28年4月1日改訂版)
- 6) Guidelines for Examination in the European Patent Office, November 2017, Part E - Chapter VIII-6, 3.2
- 7) Case Law of the Boards of Appeal of the European Patent Office, Eighth Edition July 2016(以下EPO審判部判例集)
- 8) EPO審判部判例集Chapter III, E, 5.4
- 9) EPO審判部判例集Chapter III, E, 5.4.1
- 10) EPO審判部判例集Chapter III, E, 5.4.7
- 11) T 0473/07 (Scheduling system / HARRAH'S OPERATING COMPANY) of 30.11.2007

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- 12) La délivrance des brevets et des certificats d'utilité, Section E-3.3.1
 - 13) Manual of Patent Practice, Updated : 2 January 2018, Section 5.26.6, 5.26.7
 - 14) Matsushita Electric Industrial Co v Comptroller General of Patents [2008] EWHC 2071 (Pat) (16 July 2008)
 - 15) Manual of Patent Examining Procedure, Ninth Edition, Revision 08.2017, 711.03 (c) ILC
 - 16) 韓国登録業務便覧 (2016) 第2編第1節2 (3)
 - 17) PCT Reservations, Declarations, Notifications and Incompatibilities,
http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html#R_49ter_1_g
(URL参照日は全て2018.7.6)
- (原稿受領日 2018年7月6日)

